

旧ユーゴスラヴィア諸国における祝日・記念日の変遷と特徴

石田信一

はじめに

二〇二〇年一月、旧ユーゴスラヴィア諸国（かつてユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国を構成していた国々）の一つであるクロアチア共和国で新たな「祝日、記念日、休日に関する法律」^①が施行された。かなり多くの祝日と記念日が設けられていることが特徴である。一九九〇年に共産主義者同盟による一党独裁体制が崩壊し、その後の複数政党制にもとづく第二次世界大戦後初の自由選挙でフラニョ・トゥジマン率いるクロアチア民主同盟（HDZ）が地滑りの勝利をおさめてから、その新政権の下で法律・制度の改革・刷新が急速に進められた。クロアチア人とその国家の歴史を書き連ねた前文が特徴的なクロアチア共和国憲法（一九九〇年一月二日施行）に象徴されるように、そうした改革・刷新は同時にクロアチア・ナシヨナリズムを反映する「歴史の政治化」や「記憶の政治」を押し

進めるものであった^②。もっとも、一九八〇年代末から九〇年代初頭にかけての体制転換によって、中東欧諸国において「社会主義時代に史的唯物論で偽装された国民史／民族史を書きかえて、新たな歴史像の構築を図る必要が浮上した」^③ことがその背景にあり、クロアチアをはじめとする旧ユーゴスラヴィア諸国に限った現象ではないことは言うまでもない。少なくともトゥジマン大統領の下でクロアチアではさまざまな「記憶の政治」が実践され、その中には祝日や記念日の制定も含まれていた。一九九一年三月に最初の「祝日と休日に関する法律」が制定されてから、ユーゴスラヴィア紛争（クロアチアでは「クロアチア独立戦争」または「祖国戦争」と呼ばれる）をはさんで、祝日や記念日はたびたび追加ないし変更され、二〇二〇年一月からの現行法の施行に至っている。

本稿では、クロアチアの事例を中心に、旧ユーゴスラヴィア諸国における祝日・記念日の変遷に着目し、各国を比較しつつ、それらの特徴を明らかにしたい。なお、本稿における祝日・記念日の名称

は仮訳であり、必ずしも各国政府・大使館等が使用する正式名称とは一致しない場合があることをお断りしておく。

1. ユーゴスラヴィア時代の祝日

ユーゴスラヴィアの祝日は「祝日に関する法律」⁽⁴⁾によって規定されていた。この法律によれば、祝日は次の通りであった。①「新年」(二月一日、二日)、②「メーデー」(五月一日、二日)、③「勝利の日」(五月九日)、④「戦士の日」(七月四日)、⑤「共和国の日」(一月二九日、三〇日)。これらのうち、「勝利の日」だけは休業日ではない祝日であった。また、「新年」、「メーデー」、「共和国の日」のいずれか一日が日曜日と重なった場合、その翌日が振替休日となるとされていた。「勝利の日」は第二次世界大戦の戦勝記念日(ドイツの降伏によってヨーロッパにおける戦争が終結した日)であり、当時の西側諸国が五月八日をあてていたのに対して、ソヴィエト連邦をはじめとする東側諸国は五月九日をあてていたが、ユーゴスラヴィアも後者であり、五月九日に記念行事が行われていた。「戦士の日」は、第二次世界大戦中の枢軸軍の占領下で一九四一年七月四日にユーゴスラヴィア共産党が武装蜂起を決議したことを記念するもので、ここでいう「戦士(Borac)」とは第二次世界大戦中の抵抗運動、とくにバルチザンによる「人民解放闘争」(NOB)の参加者(軍人に限らない)を意味する。この決議が行われた場所(ベオグラード)には「七月四日博物館」が設けられていた(二〇〇〇年

に閉鎖された)⁽⁵⁾。また、「共和国の日」は一九四三年一月二九日にユーゴスラヴィア人民解放反ファシスト評議会(AVNOJ)の第二回会合がボスニア・ヘルツェゴヴィナのヤイツェで開催され、ユーゴスラヴィアの連邦国家としての再編が決議されたこと、そして一九四五年一月二九日にそのような連邦国家としてユーゴスラヴィア連邦人民共和国が発足したことを記念するものであった。ユーゴスラヴィアの国章は憲法で規定されていたが、それは「一九四三年一月二九日」と記された青いリボンで束ねられた五本(一九六三年からは六本)の松明を麦の穂が取り囲み、その上部に赤い五稜星を配置するデザインとされ、この日付が強調されていた。⁽⁶⁾「共和国の日」は各学校などで小学校一年生の児童を共産主義者同盟の下部組織である「ピオニール同盟」に加盟させる盛大な式典が開催される日でもあった。これらの祝日とは別に、五月二五日の「青年の日」はユーゴスラヴィアの終身大統領をつとめたヨシブ・ブロズ・ティトの誕生日(現在では五月七日が定説)とも関連づけられ、青年の祝日とされて、ユーゴスラヴィア各地をリレーで巡回する「ティトのリレー」をはじめとする記念行事が行われていた。⁽⁷⁾現在でもベオグラード市内にはユーゴスラヴィア博物館の一部としてティトの霊廟でもある「花の家」とともに「五月二五日博物館」があり、この日がティトの個人崇拜と結びつけられることも多い。⁽⁸⁾全国的な祝日とは別に、連邦構成共和国ごとに第二次世界大戦中のバルチザンに関連する蜂起や反ファシスト会議の開催を記念する祝日も存在した。スロヴェニアでは四月二七日と七月二二日、セル

ビアでは七月七日、モンテネグロでは七月一三日、クロアチアで七月二七日、ボスニア・ヘルツェゴヴィナでは七月二七日と十一月二五日、マケドニア（現在の北マケドニア）では八月二日と一〇月一日であった。これらの中には、現在でも引き継がれているものもある。

ユーゴスラヴィアは社会主義国であり、総じて宗教上の祝祭日が法律上の休日となることはなかったが、スロヴェニアでは「諸聖人の日」にあたる十一月一日が「死者の日」として共和国の休日となっていた。また、これらとは別に、キリスト教徒にとつての「復活祭」や「クリスマス」、イスラーム教徒にとつての「ラマザン・バイラム」（イード・アル・フイトル、断食明けの祭）や「クルバン・バイラム」（イード・アル・アドハ、犠牲祭）などは休業日とはならなかったものの宗教行事として広く実践されていた。

2. クロアチアの祝日と記念日（一）一九九〇年代

現在のクロアチアの祝日と記念日は、前述の通り、二〇二〇年に施行された「祝日、記念日、休日に関する法律」¹¹⁾によって規定されている。そのうち祝日は、日本と同じく休業日とされているが、日曜日と重なった場合でも月曜日が振替休日とはならない。

まず、この法律の原型ともいえる「祝日と休日に関する法律」¹²⁾が制定されたのは、クロアチアがユーゴスラヴィア連邦から分離・独立するより前の一九九一年三月のことであった。一九九〇年五月の

総選挙に勝利したフラニョ・トゥジマン率いるHDZ政権がもつとも早い段階で着手した法律改正の一つとして位置づけられる。その際の祝日は次の通りであった。①「新年」（一月一日）、②「労働者の祝日」（五月一日）、③「国家の日」（五月三日）、④「反ファシスト闘争の日」（六月二日）、⑤「聖母被昇天祭」（八月一日）、⑥「クリスマス」の祝日（二月二五日、二六日）。

これまでなかった「国家の日」は、一九九〇年五月三日に複数政党制自由選挙によってHDZを多数派とするクロアチア議会が開会されたことを記念するものである。「反ファシスト闘争の日」は、一九四一年六月二日に最初の枢軸諸国に対する抵抗運動組織として第一シサク・バルチザン部隊が組織されたことを記念するものであり、ユーゴスラヴィア時代の「クロアチア人民蜂起の日」（七月二七日）に代わるものでもあった。「クロアチア人民蜂起の日」はクロアチア人ではなくセルビア人による蜂起と関連づけられており、当時のクロアチア指導部がそれを嫌って変更した面もある。なお、この法律が施行されるより前から「宗教的祝日に労働者が欠勤する権利に関する法律」¹³⁾によって宗教上の祝祭日（「クリスマス」、「バイラム」、その他）を各々の信徒が休業日とすることが認められ、さらに「クリスマス」の祝日に関する法律¹⁴⁾によって、「クリスマス」（二月二五日）が祝日（休業日）とされていた。

この法律では、「一月六日」（公現祭）か、「一月七日」（ユリウス暦による「クリスマス」か）、「イースターマンデー」、「ラマザン・バイラム」、「死者を悼む日」（十一月一日）は祝日ではない休業日

とされていたほか、ユダヤ教徒には「ヨム・キプル」（贖罪日）と「ロシユ・ハシヤナ」（新年祭）、イスラーム教徒には「クルバン・バイラム」を休業日とすることが認められていた。日付が明記されていない休業日は、移動祝祭日または各々の宗教暦に基づくものである。なお、復活祭はそもそも春分の日の後の満月の日から最初の日曜日にあたるため、ここでは言及がなく、その翌日の月曜日だけが「イースターマンデー」として休業日となっている。

クロアチアにおける「祖国戦争」の終結後、一九九六年四月に「祝日、記念日、休日に関する法律」が制定された際には、「公現祭」（一月六日）、「イースターマンデー」、「祖国感謝の日」（八月五日）、「諸聖人の日」（十一月一日）が祝日として位置づけられた。「祖国感謝の日」は、一九九五年八月五日にクロアチア軍の大規模な攻勢、いわゆる「嵐」作戦によって、一九九一年から九二年にかけてクロアチアからの分離を宣言してその実効支配を免れていた「クライナ・セルビア人民共和国」を崩壊させ、事実上「祖国戦争」に勝利したことを記念するものである。のちに「勝利と祖国感謝の日」、さらに「勝利と祖国感謝の日およびクロアチア防衛者の日」に改称されている。ここでいう「防衛者（branjivi）」とは「祖国戦争」の参加者の総称であり、第二次世界大戦における「戦士」と類似した概念である。このほか、セルビア正教会などのユリウス暦による「クリスマス」（一月七日）、「ラマザン・バイラム」、「クルバン・バイラム」、「ヨム・キプル」、「ロシユ・ハシヤナ」は、引き続き各々の信徒にとって休業日とすることが認められている。

一方、記念日としては「自由と独立のための闘争におけるクロアチアの犠牲者の追悼の日」（五月一日に最も近い日曜日）だけが設けられていた。この「自由と独立のための闘争におけるクロアチアの犠牲者の追悼の日」は、もともと一九四五年五月に起こった「ブライブルクの悲劇」の五〇周年を記念する式典に由来し、「ブライブルクの犠牲者と十字架の道の犠牲者の追悼の日」として想定されたものであったが、実際の法律の条文ではブライブルクあるいは十字架の道といった表現は用いられなかった。その反面、ブライブルク（現オーストリア領）では毎年クロアチア政府高官らも参加する大規模な記念式典が開催され、激しい政治論争や抗議活動が繰り返されている。二〇二一年五月一日にも記念式典が開催されたが、コロナ禍の影響で首相やクロアチア議会議長らは参加せず、クロアチア大使が代表をつとめる小規模なものにとどまった。ブライブルクにおける記念式典の問題は、枢軸国側の傀儡国家「クロアチア独立国」最大の強制収容所があったヤセノヴァツにおける記念式典の問題と同じく、クロアチアに限らず近隣諸国、とくにセルビアとボスニア・ヘルツェゴヴィナのスルブスカ共和国を巻き込む政治論争となってきたが、本稿の主要な分析対象ではないため、別稿に譲ることとした（ヤセノヴァツにおける記念式典は毎年四月から五月にかけて開催されている）。

3. クロアチアの祝日と記念日 (2) 二〇〇〇年代以降

一九九九年末にトゥジマン大統領が逝去し、翌年の大統領選挙でもクロアチア議会選挙でもHDZが敗北して下野すると、クロアチア社会民主党（旧共産主義者同盟）のイヴィツァ・ラチャンを首相とする中道左派連立政権は憲法をはじめとする法律の改正に着手し、「祝日、記念日、休日に関する法律」も一部改正され、祝日は次の通りとなった（二〇〇一年年一月施行）。①「新年」（二月一日）、②「イースターマンデー」、③「聖体祭」（三位一体の主日の後の木曜日）、④「労働者の祝日」（五月一日）、⑤「反ファシスト闘争の日」（六月二二日）、⑥「国家の日」（六月二五日）、⑦「勝利と祖国感謝の日」（八月五日）、⑧「聖母被昇天祭」（八月一五日）、⑨「独立記念日」（一〇月八日）、⑩「諸聖人の日」（十一月一日）、⑪「クリスマスの祝日」（十二月二五日、二六日）。

「国家の日」が五月三〇日から六月二五日に移動し、新たに「独立記念日」が一〇月八日に設けられたことが特筆される。「独立記念日」には、クロアチア議会がユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国の他の共和国・自治州と関係の解消を決議した（一九九一年）一〇月八日が採用されている。なお、クロアチア議会はこれに先立って一九九二年六月二五日に「クロアチア共和国の主権と独立に関する宣言」⁽²⁾を採択しており、この日付が「国家の日」となった。

また、記念日としては「自由と独立のための闘争におけるクロアチアの犠牲者の追悼の日」に加えて、「クロアチア議会の日」（五月三日）が新設された。その後、二〇〇二年二月、祝日として「公現祭」（二月六日）が追加されている。⁽²²⁾

二〇〇三年一月二月にHDZ政権が復活すると、クロアチア・ナショナルリズムと関連する新たな記念日が追加されるようになった。まず二〇〇五年一月には「イストリア、リエカ、ザダルおよび島々のクロアチア本国との統一に関する決議の日」（九月二五日）、「メジムリエのハンガリー国家からの分離に関する決議の日」（一月九日）、「クロアチア共和国の国際的承認の日」（一月二五日）、二〇〇一年七月に「全体主義・権威主義体制の犠牲者を追悼するヨーロッパの日」（八月三日）⁽²³⁾、同年一月に「クロアチア共和国国民保護隊創設の日」（三月一五日）と「ズリンスキとフランコパンの死去の日」（四月三〇日）⁽²⁴⁾が加わった。

これらのうち「イストリア、リエカ、ザダルおよび島々のクロアチア本国との統一に関する決議の日」は一九四三年九月二五日から二六日にかけてイストリア地方人民解放委員会がパジンで会合し、第一次世界大戦後にイタリア領となっていたイストリア、リエカ、ザダルおよび島々のクロアチア本国との統一に関する決議を採択したことを記念するもの、「メジムリエのハンガリー国家からの分離に関する決議の日」は一九一九年一月九日にチャコヴェツで開催された一万人規模の集会で当該決議が採択されたことを記念するもの、「クロアチア共和国の国際的承認の日」は一九九二年一月一五日に

クロアチア共和国の独立がEC加盟一・二か国とその他の八か国に承認されたことを記念するものである。また、「全体主義・権威主義体制の犠牲者を追悼するヨーロッパの日」は一九三九年八月二三日に独ソ不可侵条約（モロトフ・リッペンントロップ協定）が締結されたことに由来し、二〇〇八年に欧州議会が「スターリン主義とナチズムの犠牲者を追悼するヨーロッパの日」として制定したものであり、他の記念日に比べると、やや異質である。

このほか、「クロアチア共和国国民保護隊創設の日」は一九九一年三月一五日に志願者による準軍事組織として国民保護隊（*Narodna zaštita*）が創設されたことを記念するもの、「ズリンスキとフランコパンの死去の日」はクロアチアの大貴族で軍人でもあったベタル・ズリンスキとフラン・クルスト・フランコパンがクロアチアに対する絶対主義的支配を強めていたハプスブルク家に対する武装蜂起を企て、それが発覚して一六七一年四月三〇日に処刑されたことに因むものである。彼らはクロアチアでは英雄視されることも多く、一九九四年以降に発行されたクロアチアの五クナ紙幣にはズリンスキとフランコパンの肖像が描かれていた。⁽²⁶⁾

また、祝日の名称等も変更となり、二〇〇八年五月には「イースターマンデー」が「復活祭とイースターマンデー」に、「勝利と祖国感謝の日」が「勝利と祖国感謝の日およびクロアチア防衛者の日」に、「クリスマスの祝日」が「クリスマス」（二月二五日）と「聖ステファノの日」（二月二六日）に分離したほか、「自由と独立のための闘争におけるクロアチアの犠牲者の追悼の日」が「五月一五

日に最も近い日曜日」から「五月一五日に最も近い土曜日または日曜日」に変更された。⁽²⁷⁾

冒頭でも触れた二〇二〇年一月に施行された、もっとも新しい「祝日、記念日、休日に関する法律」では、祝日は次の通りである。

- ①「新年」（二月一日）、②「公現祭」（二月六日）、③「復活祭とイースターマンデー」、④「聖体祭」、⑤労働者の祝日、（五月一日）、⑥「国家の日」（五月三〇日）、⑦「反ファシスト闘争の日」（六月二二日）、⑧「勝利と祖国感謝の日およびクロアチア防衛者の日」（八月五日）、⑨「聖母被昇天祭」（八月一五日）、⑩「諸聖人の日」（十一月一日）、⑪「祖国戦争の犠牲者の追悼の日およびヴコヴァルとシユカブルニャの犠牲者の追悼の日」（十一月一八日）、⑫「クリスマス」（二月二五日）、⑬「聖ステファノの日」（二月二六日）。

このほか、セルビア正教会などのユリウス暦による「クリスマス」（一月七日）と「イースターマンデー」、イスラーム教の「ラマザン・バイラム」と「クルバン・バイラム」、ユダヤ教の「ヨム・キプル」と「ロシユ・ハシヤナ」は、従来通り、各々の信徒にとって休業日とすることが認められている。

クロアチアの現在の記念日は次の通りである（祝日と異なり休業日ではない）。

- ①「メジムリエとクロアチア本国の統一の日」（一月九日）、②「クロアチア共和国の国際的承認の日およびクロアチアのドナウ川地域の平和的再統合の日」（一月一五日）、③「クロアチア共和国国民保護隊創設の日」（三月一五日）、④「ズリンスキとフランコパンの死去の日」（四月三〇日）、⑤「ヨーロッパの日および

ファシズムに対する勝利の日」(五月九日)、⑥「自由と独立のための闘争におけるクロアチアの犠牲者の追悼の日」(五月一五日に最も近い土曜日または日曜日)、⑦「独立記念日」(六月二五日)、⑧「全体主義・権威主義体制―ナチズム、ファシズム、共産主義の犠牲者を追悼するヨーロッパの日」(八月二三日)、⑨「祖国戦争における行方不明者の追悼の日」(八月三〇日)、⑩「イストリア、リエカ、ザダルおよび島々のクロアチア本国との統一に関する決議の日」(九月二五日)、⑪「クロアチア議会の日」(一〇月八日)。

これまでと大きく異なる点は、二〇〇一年に六月二五日に移動して祝日ではなく記念日となっていた「国家の日」がふたたび五月三〇日に戻って祝日となったこと、同じく二〇〇一年に新設された「独立記念日」が一〇月八日から六月二五日に移動して祝日ではなく記念日となったこと、そして同じく二〇〇一年に新設された「クロアチア議会の日」(祝日ではなく記念日)が五月三〇日から一〇月八日に移動したことである。日付からすると、五月三〇日は記念日から祝日と、六月二五日と一〇月八日は祝日から記念日に変わったことになる。一九九〇年代のHDZ政権下では実際に五月三〇日のみが祝日であったことを考えると、長期安定政権となったHDZにおけるその時代の再評価や回帰の動きと関連づけることもできる。また、クロアチア独立に向けた一九九〇年代の「祖国戦争」の犠牲者を強調する姿勢は、一九九一年一月一八日に東スラヴォニアのヴコヴァルと北ダルマチアのシユカプルニャがともにユーゴスラヴィア人民軍とセルビア人の準軍事組織によって陥落したことに因

んで「祖国戦争の犠牲者の追悼の日およびヴコヴァルとシユカプルニャの犠牲者の追悼の日」が祝日として、また国際連合による「国際デー」の一つ、「強制失踪の被害者のための国際デー」²³⁾を援用した「祖国戦争における行方不明者の追悼の日」が記念日として新設されたことから窺うことができる。

こうした祝日は「自然と社会」(日本における理科・社会をあわせたもの)の教科書でも取り上げられる。例えば、小学校一年生向けの「自然と社会」には、「パンの日」、「クリスマスと新年」、「復活祭」、「国家の日」という項目があり、「国家の日は五月三〇日です。この日にクロアチア議会が初めて会合しました。建物にはクロアチア国旗が掲げられます」といった説明がある。²⁴⁾また、小学校二年生向けの「自然と社会」には、「パンの日」、「クリスマスと新年」、「復活祭」、「祖国クロアチアの祝日」という項目があり、「祖国クロアチアの祝日」では「国家の日」がクロアチア議会の写真とともに、そして「祖国戦争の犠牲者の追悼の日およびヴコヴァルとシユカプルニャの犠牲者の追悼の日」がヴコヴァルの「祖国戦争における犠牲者の記念墓地」の写真とともに紹介されている。²⁵⁾二〇二〇年に現在の「祝日、記念日、休日に関する法律」が施行されるまでは、「国家の日」ではなく「独立記念日」(一〇月八日)が取り上げられていた。²⁶⁾なお、法律上の祝日や記念日ではないが、教科書で最初に取り上げられるのは毎年一〇月の第二日曜日に主として日々の糧であるパンと大地の恵みに感謝する学校行事として開催されている「パンの日」²⁷⁾である。

4. その他の旧ユーゴスラヴィア諸国の祝日

(1) スロヴェニアの祝日

スロヴェニアの祝日は一九九一年に制定された「スロヴェニア共和国の祝日と休日に関する法律」³³⁾によって規定されている。日本とは異なり、祝日には休業日となるものと休業日とならないものがある。祝日は次の通りである。①「新年」(一月一日、二日)、②「ブレシレンの日、スロヴェニア文化の祝日」(二月八日)、③「占領軍に対する蜂起の日」(四月二十七日)、④「労働者の祝日」(五月一日、二日)、⑤「プリモシュ・トルバルの日」(六月八日、休業日ではない)、⑥「国家の日」(六月二十五日)、⑦「第一次世界大戦後のプレクムリエのスロヴェニア人の母国の人々との統合の日」(八月一七日、休業日ではない)、⑧「プリモルスカの母国への復帰の日」(九月一五日、休業日ではない)、⑨「スロヴェニア・スポーツの日」(九月二三日、休業日ではない)、⑩「主権の日」(一〇月二五日、休業日ではない)、⑪「死者を悼む日」(十一月一日)、⑫「ルドルフ・マイステルの日」(十一月二三日、休業日ではない)、⑬「独立と統一の日」(十二月二六日)。

このうち「国家の日」は一九九一年六月二五日にスロヴェニア議会がユーゴスラヴィアからの独立宣言を採択したことを記念する日(クロアチアと足並みを揃えていた)、「主権の日」は同年一〇月二

五日にユーゴスラヴィア人民軍がスロヴェニアから撤退したことを記念する日、また「独立と統一の日」は一九九〇年一月二六日にスロヴェニアの独立を問う国民投票が実施されたことを記念する日で、当初は「独立記念日」と呼ばれていた。また、「スロヴェニア・スポーツの日」は二〇二〇年に導入されたもつとも新しい祝日で、二〇〇〇年九月二三日にシドニー・オリンピックでスロヴェニアの選手が初めて金メダルを獲得し、スロヴェニア国歌が流れた日を記念するものである³⁴⁾。

スロヴェニアでは憲法第七条の政教分離の原則から宗教上の祝祭日を祝日としていないが、次の祝祭日は休業日とすることが認められている。①「イースターサンデーとイースターマンデー」、②「ペンテコステ」、③「聖母被昇天祭」(八月一五日)、④「宗教改革の日」(一〇月三一日)、⑤クリスマス(十二月二五日)。全般的に宗教改革が浸透しなかった旧ユーゴスラヴィア諸国において、マルティン・ルターが一五七一年一〇月三一日に「九五カ条の論題」を発表したとされる日を記念する「宗教改革の日」を定めている唯一の事例である(スロヴェニアでもプロテスタントの比率は全人口の1%未満である)³⁵⁾。

(2) モンテネグロの祝日

モンテネグロの祝日はモンテネグロがセルビアとの連合国家を解消した後、二〇〇七年に制定された「国家及びその他の祝日に関する法律」³⁶⁾によって規定されている。この法律では、国家の祝日とそ

うではない祝日が区別されている。前者は「独立記念日」(五月二日)と「国家の日」(七月一三日)、後者は「新年」(一月一日)と「労働者の祝日」(五月一日)である。また、大きな特徴として、これらの祝日だけでなく、その翌日も休業日となることが定められている。さらに、振替休日が想定されており、例えば祝日が土曜日の場合は月曜日、また日曜日の場合は月曜日と火曜日が休業日となる。「独立記念日」は二〇〇六年五月二日にモンテネグロの独立を問う国民投票が実施されたことを記念する日、「国家の日」は一八七八年七月一三日にベルリン会議においてモンテネグロのオスマン帝国からの独立が国際的に承認されたことを記念する日である。一方、宗教上の祝祭日は、別途「宗教上の祝日の祝祭に関する法律」で規定されている。それによれば、正教徒には「クリスマス・イヴ」、「クリスマス」(二日間)、「聖大金曜日」、「イースターマンデー」、「クルスナ・スラヴァ」(守護聖人の日)が、ローマ・カトリック教徒には「クリスマス・イヴ」、「クリスマス」(二日間)、「聖金曜日」、「イースターマンデー」、「諸聖人の日」が、イスラーム教徒には「ラマザン・バイラム」(三日間)と「クルバン・バイラム」(三日間)、ユダヤ教徒には「ヨム・キプル」(二日間)と「逾越祭」(二日間)が、それぞれ宗教上の祝日(かつ休業日)として認められている。

(3) 北マケドニアの祝日

北マケドニアの祝日は「祝日に関する法律」³⁰⁾によって規定されて

いる。この法律では、モンテネグロと同じく、国家の祝日とそうではない祝日が区別されている。前者は「聖キュリロス・メトディオスの日」(五月二十四日)、「共和国の日」(八月二日)、「独立記念日」(九月八日)、「人民蜂起の日」(一〇月一日)、「マケドニア革命闘争の日」(一〇月二三日)、「オフリドの聖クリメントの日」(二月八日)、後者は「新年」(一月一日)、「クリスマス」(一月七日)、「イースターマンデー」、「労働者の日」(五月一日)、「ラマザン・バイラム」(初日)である。「共和国の日」は一九〇三年八月二日に内部マケドニア革命組織(V.M.R.O.)によるイリンデン蜂起が起り、短命ながらクルシェヴォ共和国を樹立したこと、そして一九四四年八月二日にマケドニア共和国の樹立につながるマケドニア人民解放反ファシスト会議(A.S.N.O.M.)の最初の会合が開催されたことを記念する日、「独立記念日」は一九九一年九月八日にマケドニアの独立を問う国民投票が実施されたことを記念する日、「人民蜂起の日」は一九四一年一〇月一日にマケドニアで初めて枢軸諸国に対する蜂起が起こったことを記念する日、「マケドニア革命闘争の日」は一九九三年一〇月二三日にV.M.R.O.が設立されたことを記念する日である。

北マケドニアでは、このほかにも特定のコミュニティ等に向けた祝日(休業日)が数多く設けられている。セルビア人向けの「聖サヴァの日」(一月二七日)、ロマ向けの「国際ロマの日」(四月八日)、ヴラフ向けの「ヴラフの日」(五月二三日)、ボシュニャク人向けの「国際ボシュニャクの日」(九月二八日)、ユダヤ人の

ための「ヨム・キプル」、アルバニア人のための「アルバニア語のアズブカの日」(二月三日)、トルコ人のための「トルコ語による教育の日」(二月二日)がこれに該当する。

さらに、宗教上の祝祭日も、各々の信徒にとって祝日(休業日)

として認められている。正教徒には「クリスマス・イヴ」、「主の洗礼祭」(二月九日)、「聖大金曜日」、「生神女就寝祭」(八月二八日)、「聖霊降臨祭」、カトリック教徒には「イースターマンデー」、「諸聖人の日」、「クリスマス」、イスラーム教徒には「クルバン・バイラム」が祝日とされている。

(4) コソヴォの祝日

コソヴォのセルビアからの独立を認めていない国々も多く、その国際的地位は未確定であるが、ここではコソヴォ政府が定めた「祝日に関する法律」⁽¹⁰⁾に基づき、毎年公表している祝日のうち二〇二二年のものを取り上げる(振替休日の制度があり、また一部の移動祝祭日は変更となる可能性があることが付記されている)。⁽¹¹⁾①「新年」(一月一日、二日だが、二〇二二年は一月三日、四日が振替休日)、②「正教会のクリスマス」(二月七日)、③「コソヴォ共和国の独立記念日」(二月七日)、④「コソヴォ共和国憲法記念日」(四月九日だが、二〇二二年は四月一日が振替休日)、⑤「カトリックの復活祭」(四月一七日、イースターマンデーの四月一八日も休日となる)、⑥「正教会の復活祭」(四月二四日、イースターマンデーの四月二五日も休日となる)、⑦「国際労働者の日」(五月一日だが、

二〇二二年は五月二日が振替休日)、⑧「イード・アル・フィトル」(五月二日だが、二〇二二年は「国際労働者の日」の振替休日と重なるため五月三日が休日)、⑨「ヨーロッパの日」(五月九日)、⑩「イード・アル・リアドハー」(クルバン・バイラム、七月九日だが、二〇二二年は七月一日が振替休日)、⑪「カトリックのクリスマス」(二月二五日だが、二〇二二年は二月二六日が振替休日)。これらのうち「コソヴォ共和国の独立記念日」は二〇〇八年二月一七日にコソヴォ議会がセルビアからの独立宣言を行ったこと、「コソヴォ共和国憲法記念日」は同憲法が二〇〇八年四月九日に公布されたことを記念するものである。

この法律には、記念日(Memorial days)に関する条文もある。①「アルバニア人の日」(一月八日)、②「平和の日」(六月二日)、③「退役軍人の日」(三月六日)、④「トルコ人の日」(四月二三日)、⑤「ロマの日」(四月八日)、⑥「アシユカリーの日」(二月一五日)、⑦「ボシュニャク人の日」(九月二八日)、⑧「ゴララ人の日」(五月六日)。このほか、セルビア人には二つの記念日を設けることが認められている。アルバニア人、セルビア人、ボシュニャク人、トルコ人、ロマ(アシユカリーとエジプシヤンを含む)、ゴララ人は、コソヴォを構成する主要な六つの民族として位置づけられ、コソヴォ議会に議席が確保されているほか、コソヴォの国旗や国章にも六つの民族を象徴する星が描かれている。なお、「平和の日」は一九九九年六月二日、コソヴォ紛争の終結とともに北大西洋条約機構(NATO)指揮下でコソヴォ治安維持部隊(KFOR)が活動

を開始したことを記念する日である。

(5) セルビアの祝日

セルビアの祝日は「国家及びその他の祝日に関する法律」⁽¹⁶⁾によって規定されている。国家の祝日は次の通りである(振替休日の制度あり)。

①「新年」(一月一日、二日)、②「国家の日」(二月十五日、一六日)、③「労働者の祝日」(五月一日、二日)、④「勝利の日」(五月九日)、⑤「第一次世界大戦休戦記念日」(十一月一日)。このうち「国家の日」は一八〇四年二月一日にオスマン帝国に対する第一次セルビア蜂起が勃発したこと、そして一八三五年二月一日に最初のセルビア憲法が採択されたことを記念するものである。また、宗教学上の祝日は次の通りである。

①「クリスマス」(一月七日)、②「復活祭」(聖大金曜日からイースターマンデーまで)。このほか、正教徒には「クルスナ・スラヴァ」(初日)、カトリック教徒その他のキリスト教徒には各々の教会暦による「クリスマス」(初日)と「復活祭」(聖金曜日からイースターマンデーまで)、イスラーム教徒には「ラマザン・バイラム」(初日)と「クルバン・バイラム」(初日)、ユタヤ教徒には「ヨム・キプル」(初日)が祝日として認められている。

さらに、休業日とならない祝日として、次のものが挙げられている。

①「聖サヴァの日」(二月二七日)、②「ホロコーストとジェノサイドの犠牲者および第二次世界大戦中のその他のファシズムの犠牲者の追悼の日」(四月二三日)、③「聖ヴィトウスの日」(ヴァイドヴ

ダン)(六月二八日)、④「セルビア人の統一と自由と国旗の日」(九月一日)、⑤「第二次世界大戦中のセルビア人の犠牲者の追悼の日」(二月二日)。これらのうち「ホロコーストとジェノサイドの犠牲者および第二次世界大戦中のその他のファシズムの犠牲者の追悼の日」は一九四五年四月二二日に数多くのセルビア人が収容されていた「クローアチア独立国」のヤセノヴァツ強制収容所が解放されたことを記念する日、「聖ヴィトウスの日」は一三八九年六月二八日にセルビア諸侯らがコソヴォ平原でオスマン帝国軍と戦ったことを記念する日、「セルビア人の統一と自由と国旗の日」は一九一八年九月一日にフランスとセルビア連合軍がブルガリア軍に大攻勢を仕掛けてサロニカ戦線(マケドニア戦線)における勝利へと導いたことを記念する日、「第二次世界大戦中のセルビア人の犠牲者の追悼の日」は一九四一年一月二二日にドイツ軍の占領下にあったクラグエヴァツで住民の虐殺事件が起こったこと由来する記念日である。とくに「セルビア人の統一と自由と国旗の日」は二〇二〇年に同じセルビア人の「国家」であるセルビア共和国とボスニア・ヘルツェゴヴィナのスルプスカ共和国の結束を強化するために設けられたもつとも新しい記念日であり、二〇二一年にはセルビアのアレクサンダル・ヴチッチ大統領がこの日にすべてのセルビア人がセルビア国旗を掲げるよう呼びかけたことから、とくに一九九〇年代から「セルビア人問題」への対処を迫られてきたクローアチアの政治家などから批判的な声があがった⁽¹⁷⁾。なお、ここでいう「国旗(nacionalna zastava)」は、公式行事などで用いられる赤・青・白

の横割り三色旗に国章が配置された「国家の旗 (državna zastava)」ではなく、国章が配置されていない「民族の旗 (narodna zastava)」であり、セルビア共和国とスルブスカ共和国ではほぼ同じものである。

(6) ボスニア・ヘルツェゴヴィナの祝日

ボスニア・ヘルツェゴヴィナにはボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦、スルブスカ共和国という二つのエンティティに加え、ブルチュコ特別区があり、現在の制度になってからは統一的な祝日に関する法律は定められていない。⁽⁴⁶⁾ 祝日は複雑で、その取り扱いにもやや混乱が見られる。

すべてのエンティティ(ブルチュコ特別区を含む)で祝日とされているのは、「新年」(一月一日、二日)と「労働者の祝日」(五月一日、二日)のみである(これらの祝日の二日目の日曜日の場合、月曜日が振替休日となる)。これらに加えて、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦では「独立記念日」(三月一日)、「ファシズムに対する勝利の日」(五月九日、休業日ではない)、「国家の日」(十一月二五日)、スルブスカ共和国では「共和国の日」(二月九日)、「ファシズムに対する勝利の日」(五月九日、休業日ではない)、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ和平一般枠組み合意成立の日」(二月二日)、ブルチュコ特別区では「ブルチュコ特別区創設の日」(三月八日)が祝日とされている。

これらのうち「独立記念日」は一九九二年二月二九日と三月一日

にボスニア・ヘルツェゴヴィナの独立を問う国民投票が実施されたことを記念する日だが、ユーゴスラヴィア残留を望んでいたボスニア・ヘルツェゴヴィナ在住のセルビア人の大多数がこの国民投票をボイコットしており、スルブスカ共和国では祝日となっていない。また、「国家の日」は一九四三年一月一日にボスニア・ヘルツェゴヴィナ人民解放国家反ファシスト評議会 (ZAVNOBiH) の第一回会合が開催されたことを記念する日であり、ユーゴスラヴィア時代から続く祝日でもあるが、同じくスルブスカ共和国では祝日となっていない。

一方、スルブスカ共和国の「共和国の日」は一九九二年一月九日にスルブスカ共和国の前身である「ボスニア・ヘルツェゴヴィナのセルビア民族の共和国」の樹立が宣言されたことを記念する日であり、当然ながらボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦では祝日となっていない。この祝日は二〇一五年に憲法裁判所から違憲であることが宣言されたが、スルブスカ共和国指導部はこれを無視し、現在まで祝日として記念行事などを開催している。「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ和平一般枠組み合意成立の日」は一九九五年一月二二日にこの合意(いわゆる「 Dayton 合意) が成立してボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争が終結したことを記念する日だが、やはりボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦では祝日となっていない。

「ブルチュコ特別区創設の日」は二〇〇〇年三月八日にブルチュコ特別区が創設されたことを記念する日であり、ブルチュコ特別区のみで祝日となっている。

また、宗教上の祝日としては、イスラーム教徒には「ラマザン・バイラム」と「クルバン・バイラム」が、カトリック教徒には「クリスマス」(二月二四日、二五日)と「復活祭」が、正教徒には「クリスマス」(二月六日、七日)と「復活祭」がこれに該当する。

なお、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦を構成する諸県のうち、クロアチア人が多数派を占める西ヘルツェゴヴィナ県では、次に示す通り独自の祝日に関する法律が施行されている。①「新年」(一月一日)、②「公現祭」(一月六日)、③「イースターマンデー」(一月一日)、④「労働者の祝日」(五月一日)、⑤「すべてのクロアチア人の国家の日」(五月三〇日)、⑥「聖体祭」、⑦「聖母被昇天祭」(八月二五日)、⑧「諸聖人の日」(二月一日)、⑨「死者の日」(二月二日)、⑩「ヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共同体の創設の日および西ヘルツェゴヴィナ県の日」(二月一日)、⑪「クリスマスの祝日」(二月二五日、二六日)。カトリックの祝祭日はクロアチアとほぼ同じ形で祝日とされているほか、クロアチアにおける「国家の日」と同じ五月三〇日が「すべてのクロアチア人の国家の日」とされている。「ヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共同体の創設の日および西ヘルツェゴヴィナ県の日」は一九九二年一月一日にボスニア・ヘルツェゴヴィナ在住のクロアチア人によって「ヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共同体」が創設されたことを記念する日である。この「共同体」はのちに「ヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共和国」を称して独立国のように振る舞っていたが、一九九四年三月のワシントン合意によってボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦の一

部となり、いくつかの県に分割された。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦を構成する一〇県のうち、クロアチア人が多く住む西ヘルツェゴヴィナ県、ヘルツェグ・ボスナ県(正式名称は「第一〇カントン」)、ボサヴィナ県では、県の名称を公式の「カントン」ではなくクロアチアと同じ「ジュパニヤ」としており、「ヘルツェグ・ボスナ・クロアチア人共和国」の国旗を引き続き県旗とするなど(ボサヴィナ県では二〇〇〇年に新たな県旗が導入された)⁴⁹、独自の動きが見られ、たびたび憲法裁判所から違憲とみなされてきた。

むすびにかえて

旧ユーゴスラヴィア諸国の祝日や記念日のうち各国で共通するものは、宗教上の祝祭日を除けば「新年」と「メーデー(労働者の祝日)」に限られる。ユーゴスラヴィア時代には第二次世界大戦中のバルチザンに関連する蜂起や反ファシスト会議の開催を記念する祝日が存在したが、それを維持しているのはスロヴェニア、北マケドニア、そしてボスニア・ヘルツェゴヴィナの一部に限られる。その一方で、一九九〇年代以降の新たな国家・国民形成と関連づけられる新たな祝日や記念日が各国で設けられ、共通性は失われつつある。実際、各国ともに現在の国家の独立や国土の統一の歴史を確認しようとする事件や決議を祝日や記念日とする傾向が非常に強く見られる。クロアチアやスロヴェニアでは、事実上の独立戦争となった一九九〇年代のユーゴスラヴィア紛争に関連する祝日や記念日も少なくない。

ただし、こうした祝日や記念日は特定の民族にとって重要な意味を持つ一方、紛争の際に敵対していた民族の側から見れば祝日や記念日としてふさわしいものではないため、これに反対して論争が生じることもしらなくない。セルビアにおける「セルビア人の統一と自由と国旗の日」やボスニア・ヘルツェゴヴィナのクロアチア人地域の一部における「すべてのクロアチア人の国家の日」は、同じ意味で問題化されやすい事例といえる。もとより戦争と関連づけられることの多い祝日や記念日を、住民の対立を助長するのではなく、いかにして和解の機会とするかが、各国政府に求められているのではない。

本稿では、旧ユーゴスラヴィア諸国の祝日や記念日の位置づけを概観するとともに、各々の特徴と争点を明らかにすることができたが、実際の祝賀行事・記念式典についてはほとんど触れることができなかった。こうした点を含む詳細な分析を通じて、各国で祝日や記念日を持つ意味を継続的に検証していきたい。

注

- (1) Zakon o bhgdanima, spomenđanima i neradnim danima u Republici Hrvatskoj; *Narodne novine*, 110/2019.
- (2) クロアチアにおける「歴史の政治化」や「記憶の政治」に関しては、教多くの論考がある。最近のものでは、Albert Bing, "Post-Communism and Recent History: The Case of Croatia," Gorana Ognjenovic and Jasna Jozelic, eds., *Nationalism and the Politization of History in the Former Yugoslavia*,

Palgrave Macmillan, 2021, pp.11-41; Taylor McConnell, "Erasing Yugoslavia, Ioring Europe: The Perils of the Europeanisation Process in Contemporary Croatian Memory Politics," Ana Milošević and Tamara Trošt, eds., *Europeanisation and Memory Politics in the Western Balkans*, Palgrave Macmillan, 2021, pp.49-73, 等々参照。

- (3) 橋本伸也「中東欧・ロシアにおける歴史と記憶の政治化と紛争化」、橋本伸也編「せめぎあう中東欧・ロシアの歴史認識問題―ナチズムと社会主義の過去をめぐる葛藤―」ネルヴァ書房、二〇一七年、七頁。

- (4) Zakon o praznicima Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije, *Sluzbeni list SFRJ*, 6/1973.

- (5) ZGRADA MUZEJA 4. JULA 1941. Cultural Monuments in Serbia, [http://spomenickukulture.mnisanu.ac.rs/]最終閲覧日は二〇二二年一月八日(以下「すべてのサイトの閲覧日も同じ」)。

- (6) *Ustav Federativne Narodne Republike Jugoslavije*, 31. januar 1946; *Ustav Socijalističke Federativne Republike Jugoslavije*, 7. april 1963, けれど同じく国章に目付を入れた事例として、社会主義時代のアルバニア(一九四四年五月二四日)とブルガリア(一九四四年九月九日)が挙げられる。

- (7) Igor Duda, *Danas kada postojem pionir. Djetinstvo i ideologija jugoslovenskoga socijalizma*, Zagreb: Srednja Europa, Pula: Sveučilište Juraj Dobrića u Puli, 2015, p.108.

- (8) Momo Cvijović et al., *Tiova stajeta - Stajeta mladosti = Tito's Relay Races - Youth Relay Races : 1945-1987*, Beograd: Muzej istorije Jugoslavije, 2008, 中の「タイトーのリレー」で使用されるバトンは装飾性の高い芸術作品も多く、現在はハオクラードのユーゴスラヴィア歴史博物館に約二万二〇〇〇点が保管・展示されている。

- (9) Marc Halder, *Der Tirokult. Charismatische Herrschaft im sozialistischen*

- (80) Tamara Kisovar Ivanda, Alena Letina, *Istražujemo naš svijet 2: udžbenik prirode i društva u drugom razredu osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 2021, pp.106-109.
- (81) Alena Letina, Tamara Kisovar Ivanda, Ivan De Zan, *Istražujemo naš svijet 1: udžbenik prirode i društva u prvom razredu osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 2014, p.98; Tamara Kisovar Ivanda, Alena Letina, *Istražujemo naš svijet 2: udžbenik prirode i društva u drugom razredu osnovne škole*, Zagreb: Školska knjiga, 2014, pp.110-111.
- (82) Dani kruha – dani zahvalnosti za plodove zemlje. Udruga Lijepa naša. [https://www.lijepa-nasahr/dani-kruha/]
- (83) Zakon o praznikih in dela prostih dnevih v Republiki Sloveniji (uradno prečiščeno besedilo), *Uradni list RS*, št. 112/05 – uradno prečiščeno besedilo, 52/10, 40/12 – ZUJF, 19/15, 83/16 in 92/20.
- (84) DAN SLOVENSKEGA ŠPORTA, Olimpijski komite Slovenije – Združenje športnih zvez [https://www.olymipc.si/novica/1272]
- (85) Ustava Republike Slovenije, *Uradni list RS*, št. 33/1991.
- (86) Statistical Office of the Republic of Slovenia, *Census of population, households and housing 2002 (18. Population by religion, statistical regions, Slovenia, Census 2002)*. [https://www.stat.si/popis2002/en/rezultati_html/REG-T18ENCG.html]
- (87) Zakon o državnim i drugim praznicima, *Službeni list RCG*, br. 27/2007, *Službeni list CG*, br. 36/2013.
- (88) Zakon o svetkovanju vjerskih praznika, *Službeni list RCG*, br. 56/1993, br. 27/1994, *Službeni list CG*, br. 73/2010
- (89) Законот за празниците на Република Македонија (неофицијално Пречистен текст) [https://www.mtsp.gov.mk/WEBStorage/Files/zakon_praznici.pdf]
- (90) LIIGI NR. 03/L-064 PËR FESTAT ZYRTARE NË REPUBLIKËN E KOSOVËS, *GAZETA ZYRTARE E REPUBLIKËS SË KOSOVËS*, PRISHTINË: VITI III, Nr. 30, 15 QERSHOR 2008, LIIGI NR. 03/L-064.
- (91) Festat zyrtare në Republikën e Kosovës për vitin 2022 / Službeni praznici u Republici Kosova za 2022 god., Republika e Kosovës / Republika Kosovo / Republic of Kosovo, Qeveria / Vlada / Government, Ministria e Punëve të Brendshme / Ministarstvo Unutrasnjih Poslova / Ministry of Internal Affairs. [https://mpbrks-gov.ne/v/86; Festat-Zyrtare]
- (92) Zakon o državnim i drugim praznicima u Republici Srbiji, *Službeni glasnik RS*, br. 43/2001, 101/2007, 92/2011.
- (93) Srbija i Republika Srpska dobijaju zajednički praznik, 15. septembra, kad je prohibien Solunski front, *Telegraf*, 26.08.2020. [https://www.telegraf.rs/vesti/politika/3229578-srbija-i-republika-srpska-dobijaju-zajednicki-praznik-slavi-cemo-ga-15-septembra]
- (94) Plenković: Vučićev poziv je provokacija i nećemo nasjesti, *24 sata*, 15.09.2021. [https://www.24sata.hr/news/plenkovic-vucicev-poziv-je-provokacija-i-nectemo-nasjesti-7844661]
- (95) Закон о изгледу и употреби грба, заставе и химне Републике Србије, *Службени гласник Републике Србије*, бр.36/2009, 1) Службени гласник државна застава и народна застава は外觀及びその細部の使用方法並びに明確に区別することを要す。
- (96) Zakon o praznicima, *Službeni list Republike BiH*, br. 2/92, 13/94; Zakon o praznicima Republike Srpske, *Službeni glasnik Republike Srpske*, br. 43/2007, *Službeni glasnik BiH*, br. 77/2016 - rješenje US BiH; Zakon o praznicima Brčko Distrikta Bosne i Hercegovine, *Službeni glasnik Brčko distrikta BiH*, br. 19/2002.

- (47) Uz neustavni Dan RS: Sva svjetovna i vjerska praznovanja u BiH. *Radio Free Europe / Radio Liberty*, 9. januar/siječanj, 2021. [https://www.slobodna-evropa.org/a/dan-republike-2021-srpske-praznici/bih/31038812.html]
- (48) Zakon o blagdanima i neradnim danima u Županiji Zapadnohercegovačkoj. *Narodne novine Županije zapadnohercegovačke*, br. 9, 19. Srpnja 2004.
- (49) Presuda Ustavnog suda FBiH od 20. novembra 1997. i 19. februara 1998. [http://www.usstavnisudbih.ba/bs/open_page_nw.php?i=bs&pid=1581] ; Presuda Ustavnog suda FBiH od 7. jula 1998. [http://www.usstavnisudbih.ba/bs/open_page_nw.php?i=bs&pid=1781]